

京都府若年性認知症自立支援ネットワーク会議設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、「京都府若年性認知症自立支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）」という。

(目的)

第2条 若年性認知症の人に対して、発症時から本人の希望と状態に添った適切な支援が図られるよう、医療、介護、福祉、雇用の関係団体・機関が若年性認知症自立支援ネットワークを構築し、連携・相互協力することを目的とする。

(構成)

第3条 ネットワーク会議の構成は、若年性認知症支援に関わる次に掲げる機関・団体で構成する。

- (1) 医療・福祉・介護等の機関・団体
- (2) 就労（継続）を支援する機関・団体
- (3) 雇用者の団体
- (4) 労働者の団体
- (5) 若年性認知症支援機関
- (6) 関係行政機関

(議事等)

第4条 ネットワーク会議は、年1回以上開催することとし、次の事項において、情報共有、意見交換等を行う。

- (1) 若年性認知症の人への支援に係る構成団体の取組の実施状況
- (2) 若年性認知症に関する普及啓発
- (3) 若年性認知症に関する研修、事例研究等
- (4) その他若年性認知症の人に支援に資する事項

(会議)

第5条 ネットワーク会議は、京都府高齢者支援課長が招集する。

2 京都府高齢者支援課長が必要と認めるときは、若年性認知症支援に係る有識者及び当事者等の出席を求め、情報共有、意見交換等を行う。

(事務)

第6条 ネットワーク会議の事務は京都府高齢者支援課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年12月21日から施行する。